

帯笑園保存会 会報

発行元 保存会事務局
 発行責任者 植松善夫
 2005年06月26日
 No. 001

帯笑園保存会会報発刊に当たり

会長 植松 善夫

この度、保存会会報を発刊するにあたり、ご挨拶を申し述べたいと存じます。

帯笑園保存会が皆様のご協力を頂き発足致しましたのが、平成十五年十月であります。以来、この六月で二年近くを経過致しましたが、この間一度も会の活動の報告が無かったことをお詫び申し上げます。今後は、年に二回位を目標に会報を発行し、会の活動の報告やお知らせをし、更なる活動の伸展を図りたいと念じます。どうか、よろしくお願い申し上げます。なお、会則に基づき年一回の総会を開催し活動報告等はなされております。

平成十六年度は、保存会で帯笑園保存に関する署名運動をお願い致しました。四千人を超え、五千人近い大勢の方々から保存賛成の署名を頂きました。十月には、この署名を携えて沼津市長 齋藤 衛様にお会いして保存の要望をお願い致しました。

また、昨年は、浜名湖花博が開催され、園芸文化館に帯笑園が大きく取り上げられたことは、何より嬉しい事でした。お蔭様で、その後の見学会に遠くの方々の参加が増加し関心の高さが伺えました。

また、今年四月より原地区コミュニティ推進委員会創立十周年記念事業として、沼津市立図書館において、『植松本家（帯笑園）所蔵展』を開催して頂きました。また、その期間中に常葉大学教授 日比野秀

男先生をお招きし、『原宿植松本家（帯笑園）の文化・美術』という講演会を開催することが出来ました。展示会、講演会共に非常に大勢の方々のご参加を頂き誠にありがたいことだと思えます。保存会の活動は、非常に地道な、根気強い活動であると思えます。みんなで英知を出し合い歴史的名園を守り抜きたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

帯笑園保存要望の署名運動の展開と

結果に基づく市長への要望訪問の実施について

保存活動の一環として、帯笑園保存要望の署名運動を平成十六年七月から展開し、平成十六年九月末現在四八〇〇名の皆様から保存要望署名を頂きました。

特に、浜名湖花博の関係もあって、市外の方々の署名もたくさん頂くことが出来ました。

平成十六年十月八日（金）植松会長他関係者が署名簿を持参して、沼津市 齋藤 衛市長に保存の要望を行いました。

沼津市としても、「保存の必要性は理解している。密集住宅地整備事業も進められており、これを含めて、よく勉強して行きましょう。」と言う回答を得たので、今後は、保存に関する具体策を更に詰めていく必要があります。



帯笑園見学状況

平成十五年十月二十六日(金)からスタートした見学会は、御当主のお力添えもあって、月平均一回のペースで開催出来ました。十五年は、十月、十一月、十二月の三回で六十二名、

十六年は、二月、三月、四月、五月、六月(二回)、七月、八月(二回)、十月(二回)、十一月、十二月の十三回で二百六十四名、十七年は、一月、二月、三月、五月、六月の五回で百一名。

累計では、二十一回四二七名の方々にご見学を頂き、帯笑園の保存に関するご理解を頂きました。

特に、十六年五月以降は、浜名湖花博に帯笑園関係の展示が行われた事もあって、市外(遠方は浜松方面)の方々の見学が目立っております。



日本桜草鑑賞会の開催

帯笑園ゆかりの「日本桜草」鑑賞会を帯笑園内で第1回目として、平成十六年四月十八日(日)に開催しました。なお、見学対象は、保存会会員のみとさせて頂きました。大岡在住の「沼津桜草の会」真野契子さんが栽培された日本桜草三十八鉢を展示し、会員ならびに関係者を含め、五十五名の方々に鑑賞して頂きました。

また、第2回目として平成十七年四月十七日(日)に開催しました。

第2回目は、地域への周知回覧を行なうと共に、図書館の『植松本家(帯笑園)所蔵展』会場でも周知した結果、参加者も大幅に増加し二百名を超える皆様に鑑賞して頂きました。特に原地区以外の方が四十五名、市外からも十五名の方々がおいで頂きました。なお、桜草の開花が遅れ心配しましたが、真野様のお力添えで花を見ることができました。今後とも継続して開催したいと考えて降りますので、宜しく願います。



帯笑園とのゆかりや栽培方法など活発な質疑応答もあり、桜草そして帯笑園への関心の高さが伺えました。



帯笑園保存会への加入状況

保存会会員は、発足の十五年度は、八十八名でした。十六年度は、十四名の方が未継続でしたが四十名の方々に新規加入して頂きましたので、二十六名の増加で、総勢百十四名となりました。会員増加へのお力添え頂きました皆様、有り難う御座いました。

原宿植松本家(帯笑園)所蔵展

植松本家所蔵の貴重な品々の展示と昨年浜松花博で展示された帯笑園関連の各種資料の展示を原地区コミュニティ推進委員会創立十周年と絡めて開催いたしました。

平成十七年四月十三日(水)から五月八日(日)の期間でしたが、約五〇〇〇人の方々にご覧頂きました。特に四月二三日(土)には、帯笑園に関わりの深い常葉学園大学教授で常葉美術館館長の日比野秀雄教授に『原宿植松本家(帯笑園)の文化・美術』の演題でご講演頂き、図書館視聴覚教室の定員二百名に近い皆様にお聞き頂きました。

帯笑園保存会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、帯笑園保存会(以下「保存会」という)という。

(目 的)

第2条 この会は、沼津の貴重な史跡である帯笑園を保存することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

保存に関し必要な措置を関係期間に要請し、帯笑園を地域活性化のために活用することにより、歴史や文化を育む豊かで個性的なまちづくりを進める。

(1) 帯笑園の保存と活用を進めるために必要な調査研究・学習及び広報活動を行う。

(2) 帯笑園の保存と活用を進めるために各種団体及び行政期間と連携を図り、目的の達成に努める。

(3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員及び会費

(会 員)

第4条 この会の会員は次の通りとし、会員になろうとする者は入会申込書を会長に提出する。

- (1) 正会員
この会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員
この会の事業を援助する個人または法人及び団体

(会 費)

第5条 この会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 一〇〇〇円
- (2) 賛助会員 年額 一口一〇〇〇〇円(何口でも可)

第4章 役 員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 役員20人以内(内、会長1名、副会長3名、会計1名及び幹事若干名)

(監 事)

第7条 この会に、監事を置く。

- (1) 監事 2名

(役員等の選任)

第8条 役員及び監事は、正会員から推薦により選任し、役員は互選により会長、副会長、会計及び幹事を定める。

(役員等の職務)

第9条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 役員は、この会の事業を円滑にすすめるため役員会を組織する。

4 監事は、この会の事業及び業務を監査する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第11条 この会に役員会の決議を経て顧問を置くことができる。

第5章 会 議

(役員会の招集等)

第12条 役員会は、毎年4回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に役員会を招集することができる。

(役員会の定足数等)

第13条 役員会は、役員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の構成)

第15条 総会は、第4条第1項第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第16条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、役員会が必要と認めたととき会長が招集する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で定める。

(総会の定足数等)

第18条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。

2 総会の議事は、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 会 計

(経費の支弁)

第19条 この会の事業遂行に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第20条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の改正等

(規約の変更等)

第21条 規約の変更等は、役員会において役員現在数の3分の2以上の議決を経て且つ総会の承認を受けなければならない。

2 この会の規約に定めない事項については、役員会において役員現在数の3分の2以上の議決を経て且つ総会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第22条 この会の事務局は保存会の中に置き、事務局員は会長が委嘱する。

付 則

この規約は平成15年10月17日から施行する。